

養育費等特別講演会

～ 養育費や離婚の方法
そして民法改正 ～

2025年12月20日

養育費・親子交流相談支援センター
主任研究員 西田 俊男

▼知っておきたい離婚のこと～こどもと親のこれからのために～

知っておきたい離婚のこと

～こどもと親のこれからのために～

知っておきたい離婚のこと～こどもと親のこれからのために～



MOJchannel

チャンネル登録者数 5.67万人

チャンネル登録

△ 高評価

▼

△ 共有

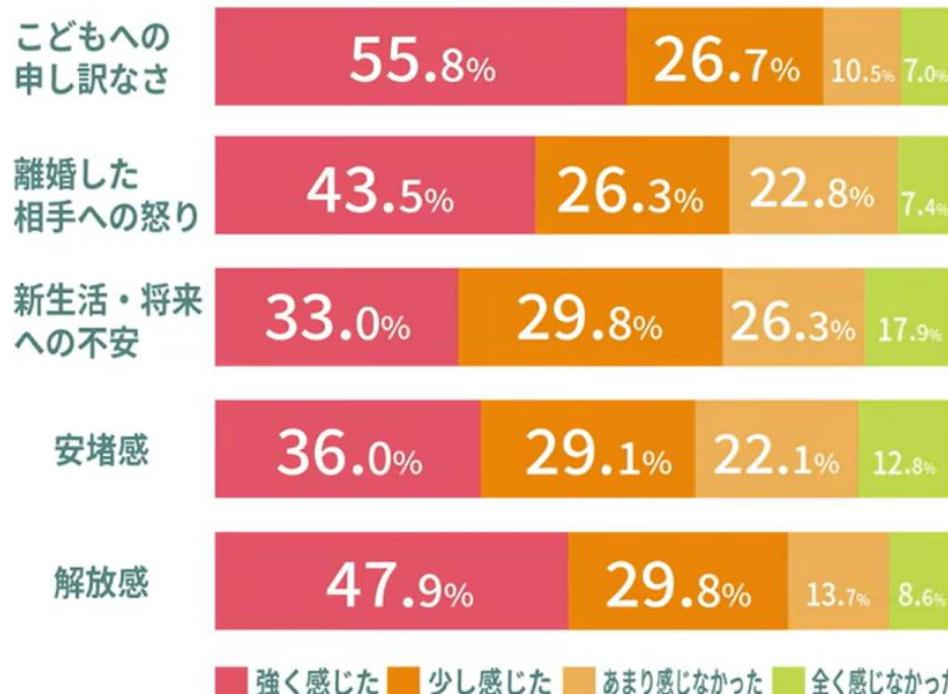
□ 保存

...

2 離婚によって親子が受ける影響

(2) こどもにとって離婚とは？

別居時の父母の心情



(出典)

「『協議離婚制度に関する調査研究業務』報告書」のQ16

2 離婚によって親子が受けける影響
(2) こどもにとって離婚とは?

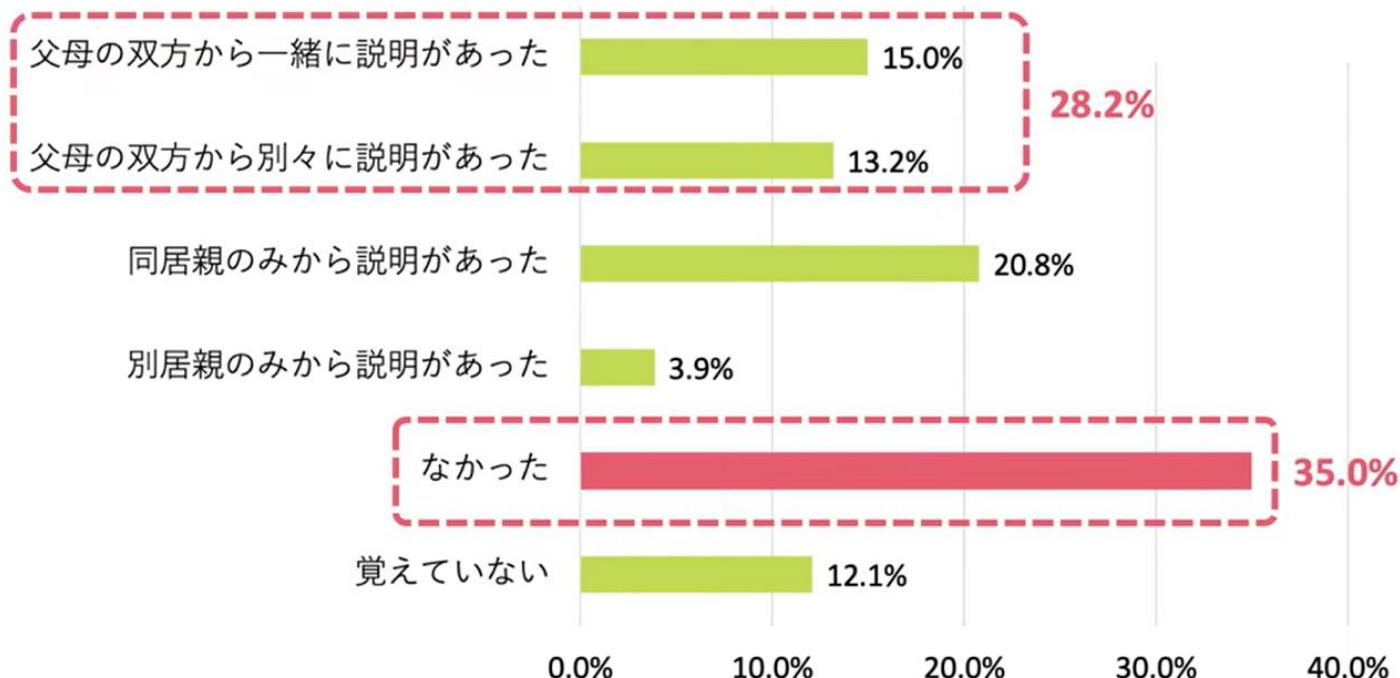
お子さんにみられる反応
食欲不振・睡眠不足・不登校・問題行動



2 離婚によって親子が受ける影響

(2) こどもにとって離婚とは？

父母から説明を受けていた子どもの割合

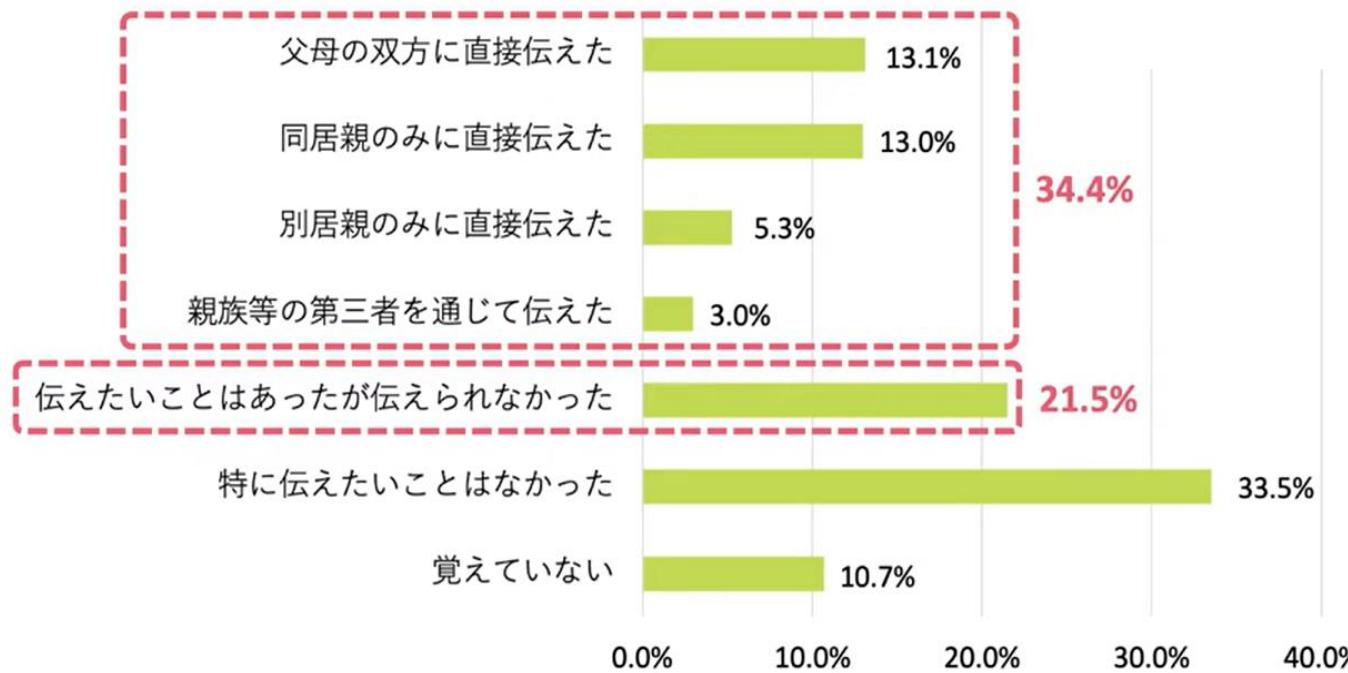


(出典)「未成年期に父母の離婚を経験した子の養育に関する実態についての調査・分析業務 報告書」のQ14

2 離婚によって親子が受ける影響

(2) こどもにとって離婚とは？

父母に自分の気持ちを伝えていた子どもの割合



(出典)

「未成年期に父母の離婚を経験した子の養育に関する実態
についての調査・分析業務 報告書」のQ14

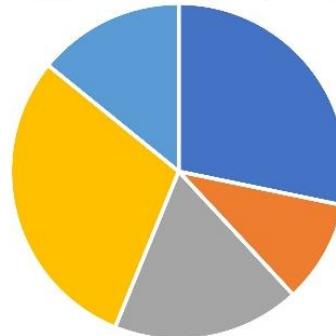
Q14_2 伝えた内容は何ですか。 (MA)

								その他	回答者数
別居しないでほしいと言った	早く別居するように言つた	親の考え方、気持ちを聞きたいと言つた	自分の考え方を聞いてほしいと言つた	子どもを巻き込まないでほしいと言つた	父母の間に入つて別居を回避するように調整しようとした	父母の間に入つて早く別居するように調整しようとした			
数	56	51	71	43	37	17	11	7	209
率	26.8	24.4	34.0	20.6	17.7	8.1	5.3	3.3	

Q15_1 父母の別居後に、あなたがどちらの親と一緒に住むかについて、あなたは父又は母に意見・希望を伝えましたか。 (SA)

	本心を伝えた	な伝えたが、本心ではなかった	が意見・希望はなかった	が意見・希望はあったが、伝えていない	た意見・希望はなかつ	覚えていない	合計
数	172	60	110	181	86	609	
率	28.2	9.9	18.1	29.7	14.1	100	

父母の別居後に、あなたがどちらの親と一緒に住むかについて、あなたは父又は母に意見・希望を伝えましたか

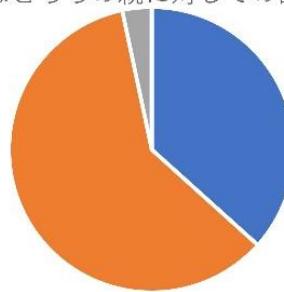


- 本心を伝えた
- 意見・希望はあったが、伝えていない
- 覚えていない
- 伝えたが、本心ではなかった
- 意見・希望はなかった

Q15_1SQ 前問で「伝えたが、本心ではなかった」とお答えになりましたが、それはどちらの親に対しての配慮でしょうか。 (SA)

	配父の双方に	同居親に配慮	別居親に配慮	その他	合計
数	22	36	2	0	60
率	36.7	60.0	3.3	0.0	100

前問で「伝えたが、本心ではなかった」とお答えになりましたが、それはどちらの親に対しての配慮でしょうか



- 父母の双方に配慮
- 同居親に配慮
- 別居親に配慮
- その他

2 離婚によって親子が受ける影響

(2) こどもにとって離婚とは？

【説明するときのポイント】

- ・別居や離婚はお子さんのせいではないこと。
- ・お父さん・お母さんにとってこれからも大切な存在であること
に変わること。
- ・疑問や希望があれば親に話してもよい、また「離婚」について誰かと話してもよいこと。

2 離婚によって親子が受けける影響

(2) こどもにとって離婚とは？

こどもに伝えられるとよいこと

- ・「別居」や「離婚」について、理由をすべて説明する必要はない
- ・子どもの声を聴き、気持ちを確認することも大切



お子さんの理解や気持ちを確認することも大切です

■離婚するために必要なこと ※令和8年3月末まで

(1)必須要件

- ①離婚の合意
- ②子どもの親権者(単独親権者)

※未成年の子どもがいる場合のみ

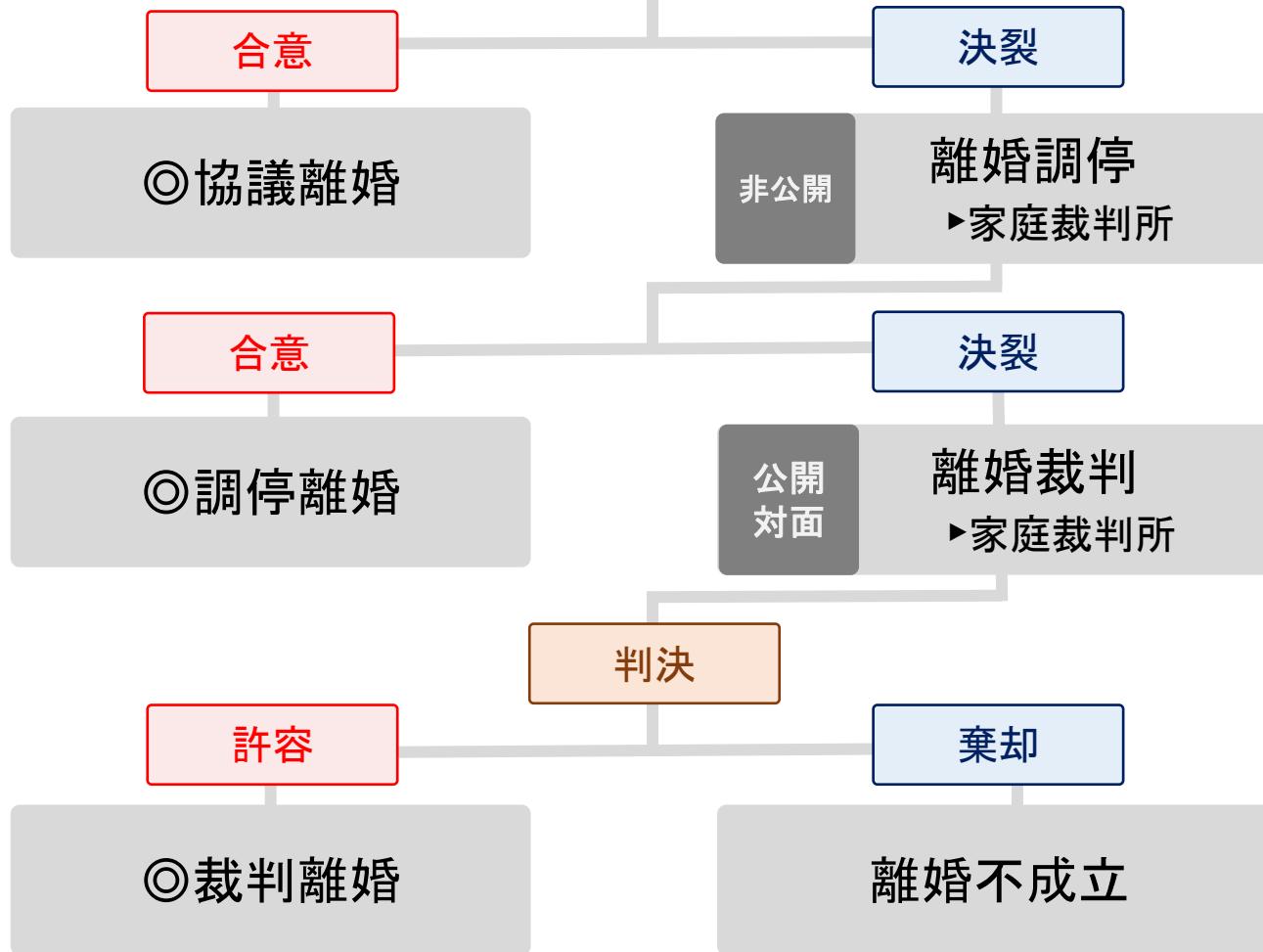
(2)任意要件

- ①子どもの監護権
- ②子どもの養育費
- ③子どもと別居親との親子交流
- ④財産分与
- ⑤年金分割



離婚の流れ

夫婦での話し合い・ADR



申立書様式

▼最高裁判所HPよりダウンロード可能
[夫婦関係調整調停\(離婚\)の申立書 | 裁判所](#)

記入例 妻から夫に対して離婚の調停を求める場合

申立書を提出する裁判所

作成年月日

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

申立書の写しは相手方に送付されますので、あらかじめご了承ください。

受付印	夫婦関係等調整調停申立書 事件名 (離婚)	
(この欄に申立て1件あたり収入印紙1,200円分を貼ってください。)		
印紙	(貼った印紙に押印しないでください。)	
収入印紙 円	印紙 円	
申立人印紙 円	印紙 円	

家庭裁判所 御中 令和〇〇年〇〇月〇〇日	申立人(又は法定代理人など)の記名押印 甲野 花子
添付書類 (審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。)	
<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本(全部事項証明書) (内線関係に関する申立ての場合は不要) <input checked="" type="checkbox"/> (年金分割の申立てが含まれている場合) 年金分割のための情報通知書	
準印	

申立人 本籍(国籍)	(内線関係に関する申立ての場合は、記入する必要はありません。) 都道府県〇〇市〇〇町〇番地	
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇目〇番〇号 (方)	
フリガナ氏名	甲野 花子	人正昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 平成〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)
相手方 本籍(国籍)	(内線関係に関する申立ての場合は、記入する必要はありません。) 都道府県〇〇市〇〇町〇番地	
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇目〇番〇号 (方)	
フリガナ氏名	甲野 太郎	人正昭和〇〇年〇〇月〇〇日生 平成〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)
対象となる子 住所	<input checked="" type="checkbox"/> 申立人と同居 / <input type="checkbox"/> 相手方と同居 <input type="checkbox"/> その他 ()	
フリガナ氏名	甲野 さくら	
住所	<input checked="" type="checkbox"/> 申立人と同居 / <input type="checkbox"/> 相手方と同居 <input type="checkbox"/> その他 ()	
フリガナ氏名	甲野 韶	
住所	<input type="checkbox"/> 申立人と同居 / <input type="checkbox"/> 相手方と同居 <input type="checkbox"/> その他 ()	
フリガナ氏名		

(注) 本欄の中だけ記入してください。対象となる子は、付隨申立ての(1)、(2)又は(3)を選択したときのみ記入してください。□の部分は、該当するものにチェックしてください。

夫婦 (1/2)

未成熟子の養育費、財産分与や慰謝料を請求するときは、相手方に支払ってほしい金額を記入してください。金額がはつきりしないときは「相当額」を選択してください。

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

※ 申立ての趣旨は、当てはまる番号(1又は2、付隨申立てについては(1)~(7))を○で囲んでください。

□の部分は、該当するものにチェックしてください。

☆ 付隨申立ての(6)を選択したときは、年金分割のための情報通知書の写しをとり、別紙として添付してください(その写しも相手方に送付されます。)

申立ての趣旨	
円満調整	関係解消
※	
1 申立て人と相手方間の婚姻関係を円満に調整する。	※
2 申立て人と相手方間の内縁関係を円満に調整する。	① 申立て人と相手方は離婚する。
	② 申立て人と相手方は内縁関係を解消する。
	(付隨申立て)
	③ 未成年の子の親権者を次のように定める。
	④ 申立て人と相手方は、子の親権者を次のように定める。
	⑤ 申立て人と相手方は、子の親権者を次のように定める。
	⑥ 申立て人と相手方との間の別紙年金分割のための情報通知書(☆)記載の情報に係る年金分割についての請求すべき割合を、(□0.5 / □())と定める。
	(7)

同居と別居を繰り返しているときは、一番最後の別居の日を記入してください。

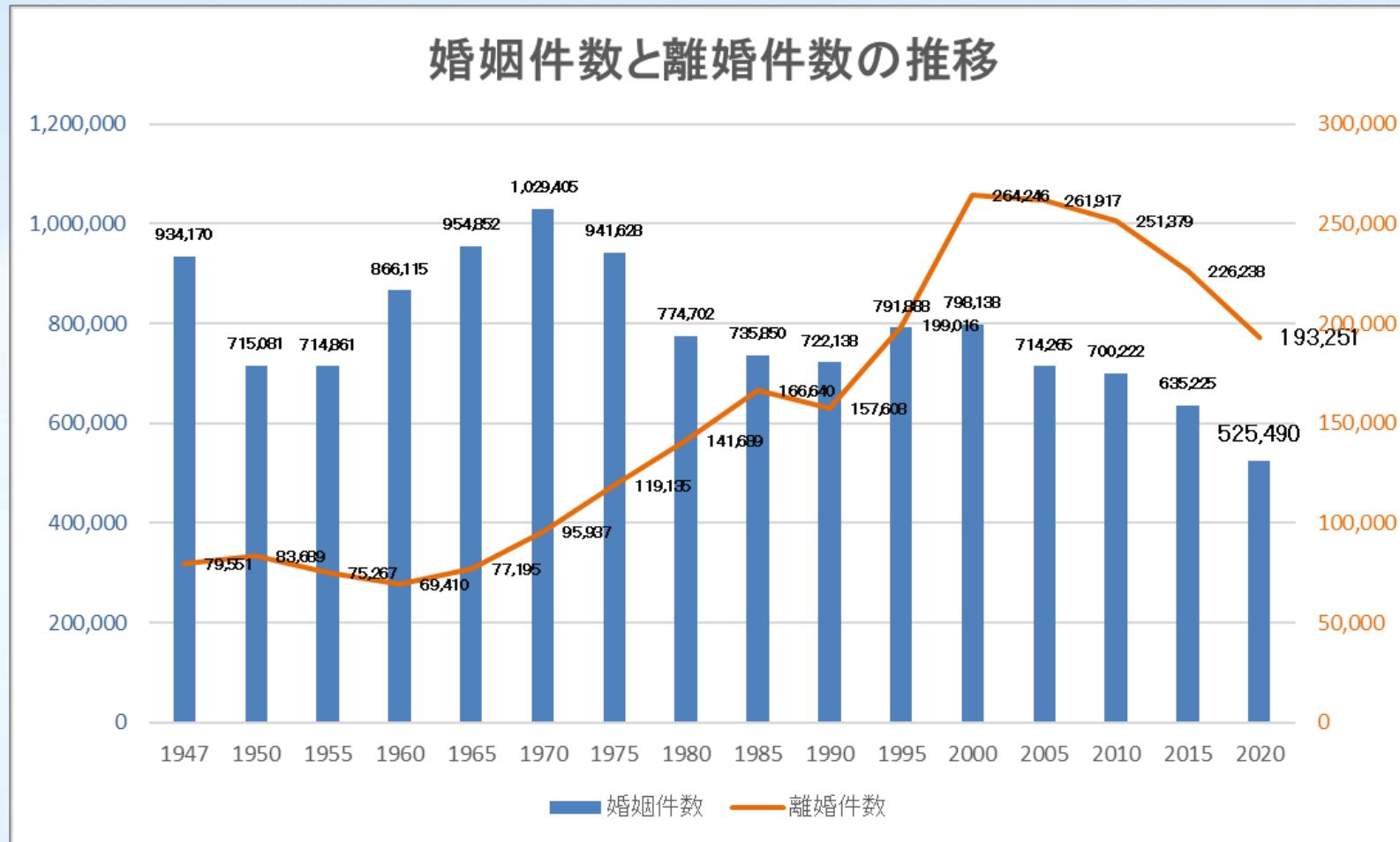
申立ての理由	
同居・別居の時期	
昭和 同居を始めた日 平成〇〇年〇〇月〇〇日	昭和 別居をした日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
令和	令和
申立ての動機	
※当てはまる番号を○で囲み、そのうち最も重要なものを○を付けてください。	
1 性格があわない	2 异性関係
5 性的不調和	6 浪費する
8 精神的に虐待する	9 家族をでてかえりみない
11 同居に応じない	10 家族と折合いが悪い
12 生活費を渡さない	13 その他の

夫婦 (2/2)

年金分割合(分割割合)を上限で定めることを求めるときは、「□0.5」を選択してください。それ未満の割合を定めることを求めるときは、「□()」を選択し、()に具体的な年金分割合を記入してください。

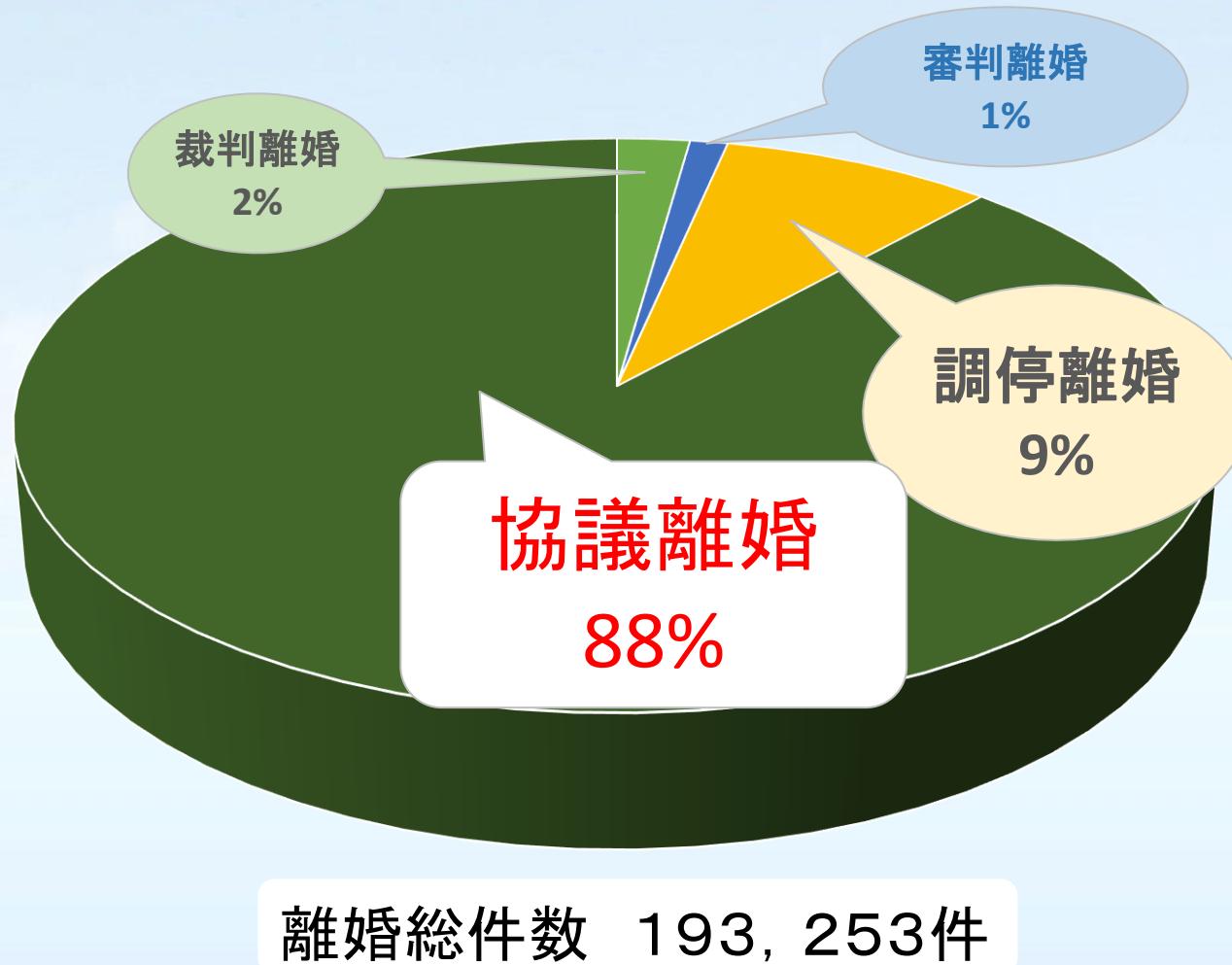
離婚の実情

(1) 離婚と婚姻の推移



2020年厚労省人口動態統計より

(2) 離婚の種類の割合



※ 令和4年度離婚に関する統計(人口動態統計特殊報告・厚生労働省)

調停の様子

裁判(人事訴訟)の様子

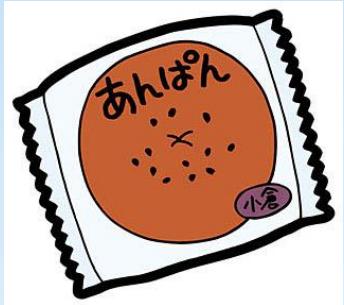
調停の様子



養育費について

養育費について

(1) 養育費とは



父母は、子どもが経済的、社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費、医療費などを支払う義務があります。大学・専門学校などへの進学により延長・短縮も可能です。

養育費

生活**保持**義務

自分(別居親)と同じ水準の生活を保障する義務
* 親の生活に余力が無くても義務を負う



一般的な親族間

生活**扶助**義務

相手の生活を援助する義務
* 扶養義務者の生活に余力がある場合

(2) 養育費の決め内容

項目	備考
金額	父母間で納得する額を決める 参考: 養育費算定表
支払期間	支払始期・終期
支払時期	原則:月払い(例/毎月25日)
その他	特別出費(入学金・授業料など)



(3) 取決め方

基本

双方での話し合い

- ア 父母の合意
- イ 弁護士が間に入り合意
- ウ 公証役場で「公正証書」を作成

▶話し合いができない、合意に至らない場合

- エ 家庭裁判所で「養育費請求」の調停

(4) 比較表

	①費用	②手間・時間	③不払い時の対応
ア.父母の合意	無料	★★★★	合意をまず裁判所で確定した後、強制執行
イ.弁護士により合意	弁護士費用 (着手金・報酬金・相談料等)	★★★☆	
ウ.公正証書 (公証役場)	手数料 (1-2万円)	★★☆☆	強制執行
エ.養育費請求 の調停 (家庭裁判所)	申立て費用 (子1人につき1,200円 +郵券約1,000円)	★☆☆☆	強制執行 履行勧告制度利用可 ※家裁で取り決めたもののみ

★が多い方が手間・時間がかかるない

(5) 養育費の金額

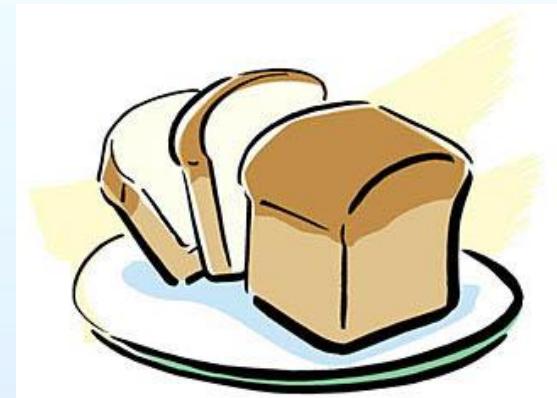
■裁判所での積算

標準的な金額: 養育費算定表を参考に検討

※裁判官等の研究により作成

■算定表での定め方

双方の年収(源泉徴収票の総支給額)を元に、
子どもの人数と年齢によって求めていく。
2万円程度の幅がある。



■算定表の使い方

↑ 義務者の総収入
左：給与 右：自営業

800	601										
775	582										
750	563										
725	548										
700	527										
675	512										
650	496										
625	471										
600	453										
575	435										
550	410										
525	392										
500	373										
475	349										
450	331										
425	312										
400	294										
375	275										
350	256										
325	237										
300	218										
275	203										
250	185										
225	165										
200	148										
175	131										
150	113										
125	98										
100	82										
75	66										
50	44										
25	22										
0	0										
	自営	0	22	44	66	82	98	113	131	148	
給与		0	25	50	75	100	125	150	175	200	

権利者の税込総年収 → 上：自営業
下：給与

例) 義務者: 年収500万円
権利者: 年収100万円
子: 1人(0~14歳)

- ①最高裁判所HPより
「(表1)子1人表(子0~14歳)」
を確認する
- ②縦列より500万円を確認
- ③横列より100万円を確認
- ④②③の交差する箇所の範囲が
養育費の目安となる

4~6万円が目安
※この範囲内で個別事情を考慮する

令和 6 年分 紙と所得の源泉徴収票

支 払 を受 け る 者	住 所 又 は 居 所	東京都○○○○○○○○○○																	
(受給者番号)													(従機名)						
此 (フリガナ) フルサトタロウ 名 ふるさと 太郎																			
種 別		支 払 金 額			給 与 所 得 拠 出 後 の 金 額			所 得 拠 出 の 額 の 合 計 額			源 泉 徴 収 税 額								
		内	千	円	内	千	円	内	千	円	内	千	円						
給与・賞与		6,000,000			260,000		1,768,814		154,700										
(源泉) 控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別) 老人		控除対象配偶者の数 (配偶者を除く)			16歳未満 扶養親族 の数			障害者の数 (本人を除く)									
				特 定			老 人	そ の 他	特 別	そ の 他									
有		國 有	千	円	人	人	人	人	人	人	人								
			380,000					2											
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額			地図保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額											
内	千	円	内	千	円	内	千	円	内	千	円								
		899,514		78,000		31,300													
(摘要)																			
生命保険料の 内割		新生命保険料 の金額		円	旧生命保険料 の金額	円	全額医療保 険料の金額	円	新個人年金 保険料の金額	円	旧個人年金 保険料の金額	円							
				120,000		36,000													
住宅借入金等 特別控除の額 の内割		住宅借入金等 特別控除の額 の内割		円	住宅借入金等 特別控除の額 の内割	円	年 月 日	円	住宅借入金等 特別控除の額 の内割	円	年 月 日	円							
				120,000		36,000													
(扶養・特別 控除対象 配偶者)		(フリガナ) フルサトナコ		区 分	配偶者の 合計所得			円	(扶養・特別 控除対象 配偶者)		(扶養・特別 控除対象 配偶者)								
		氏名		ふるさと 花子	区 分				円	(扶養・特別 控除対象 配偶者)		(扶養・特別 控除対象 配偶者)							
控除対象扶養親族		(フリガナ) フルサトタロウ		区 分	1			円	(扶養・特別 控除対象 配偶者)		(扶養・特別 控除対象 配偶者)								
		氏名		ふるさと 太郎	区 分	1			円	(扶養・特別 控除対象 配偶者)		(扶養・特別 控除対象 配偶者)							
2		(フリガナ) フルサトキヨコ		区 分	2			円	(扶養・特別 控除対象 配偶者)		(扶養・特別 控除対象 配偶者)								
		氏名		ふるさと 京子	区 分	2			円	(扶養・特別 控除対象 配偶者)		(扶養・特別 控除対象 配偶者)							
3		(フリガナ)		区 分	3			円	(扶養・特別 控除対象 配偶者)		(扶養・特別 控除対象 配偶者)								
		氏名			区 分	3			円	(扶養・特別 控除対象 配偶者)		(扶養・特別 控除対象 配偶者)							
4		(フリガナ)		区 分	4			円	(扶養・特別 控除対象 配偶者)		(扶養・特別 控除対象 配偶者)								
		氏名			区 分	4			円	(扶養・特別 控除対象 配偶者)		(扶養・特別 控除対象 配偶者)							
未 成 年 者	外 國 人	北 朝 鮮 人	災 害 者	本 人 が 障 害 者	其 他 の 特 別 控 除 対 象 者	其 他 の 特 別 控 除 対 象 者	其 他 の 特 別 控 除 対 象 者	其 他 の 特 別 控 除 対 象 者	中 途 就・進 職			受 給 者 生 年 月 日							
									就職	進職	年	月	日	明	大	晦	平	年	月
支 払 者	住所(既所) 又は所在地														*	53	7	20	
	氏名又は名称														(電話)				

「給与所得者の総収入の認定」

単純に「支払金額」欄の額
この場合なら、600万円

養育費の変更(減額・増額)

取り決めた時に予測できなかつた事情※
の変更があるときに請求できる。

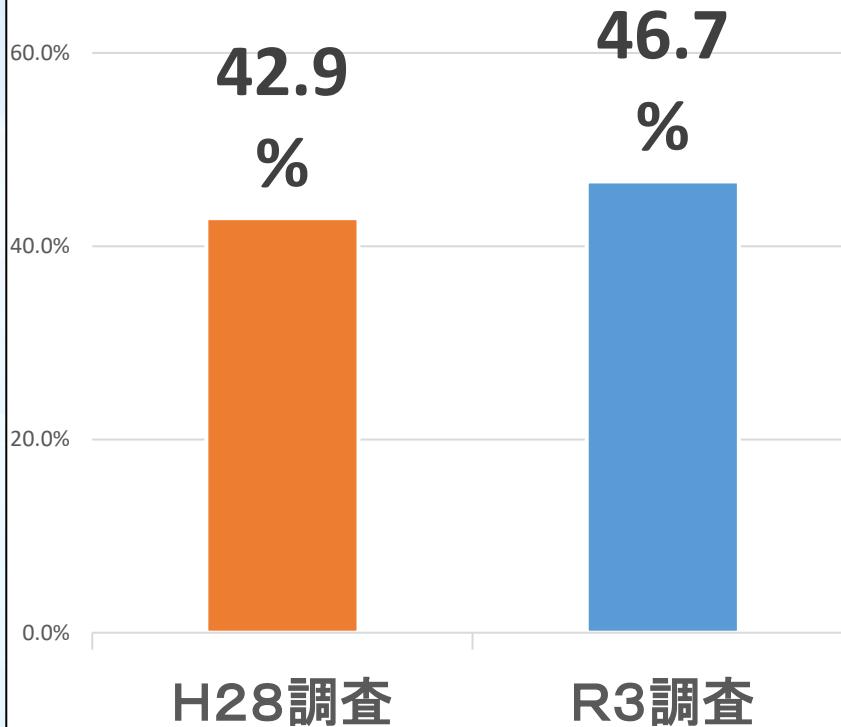
- 例
- ・義務者の大幅な収入の減少
 - ・権利者, 義務者それぞれの再婚や養子縁組
 - ・子にかかる費用の増加 など

※事情の変更があったからといって、当然にできるものではない。
変更に当たっては双方の合意が必要。
合意が得られない場合は調停の申立てが可能。

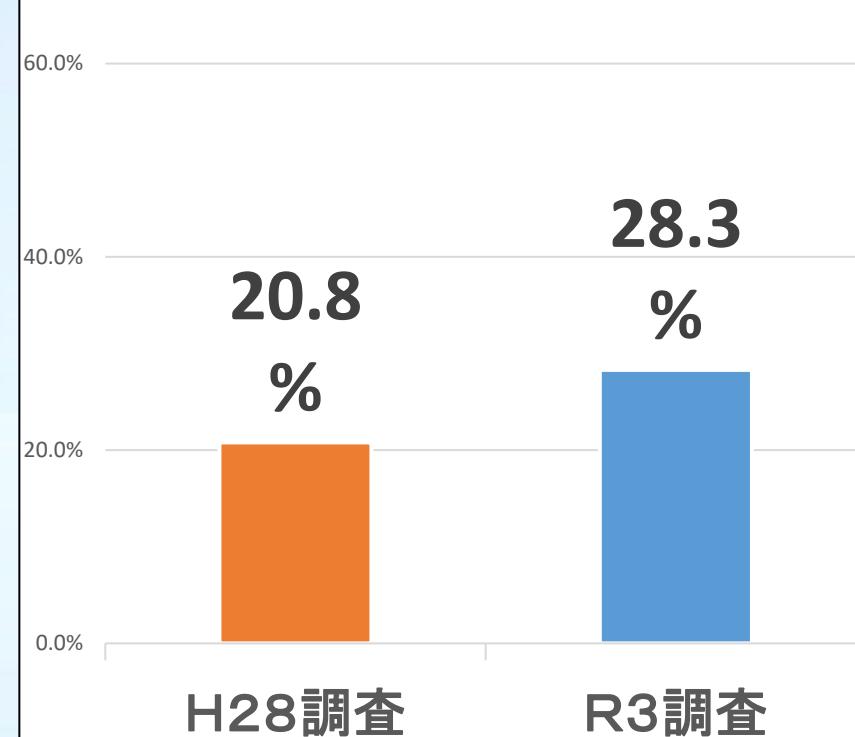
養育費の決め方の現状

(R3全国ひとり親世帯等調査結果)

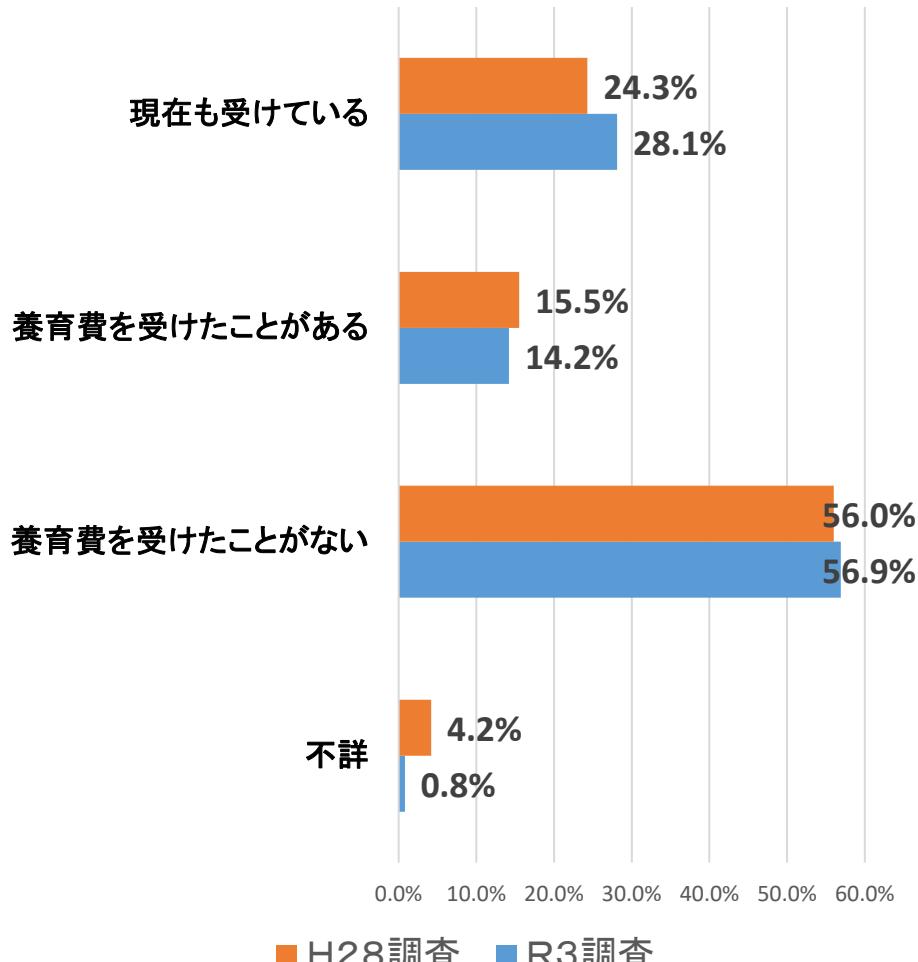
養育費を取り決めている割合 (母子世帯)



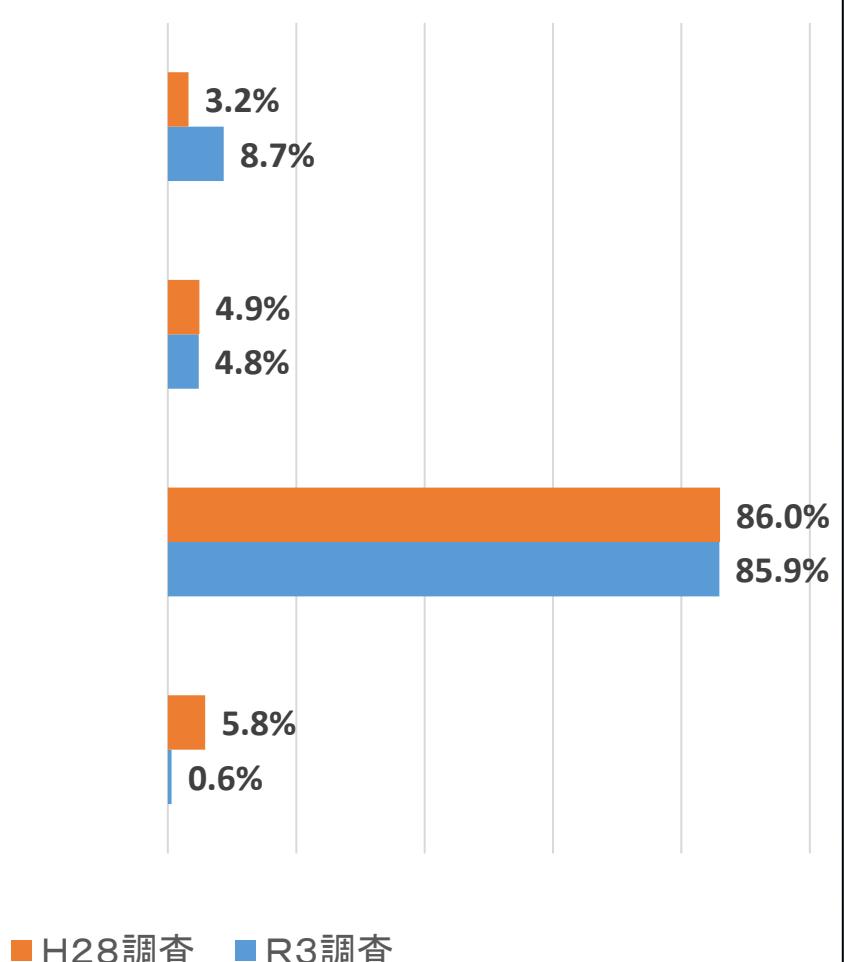
養育費を取り決めている割合 (父子世帯)



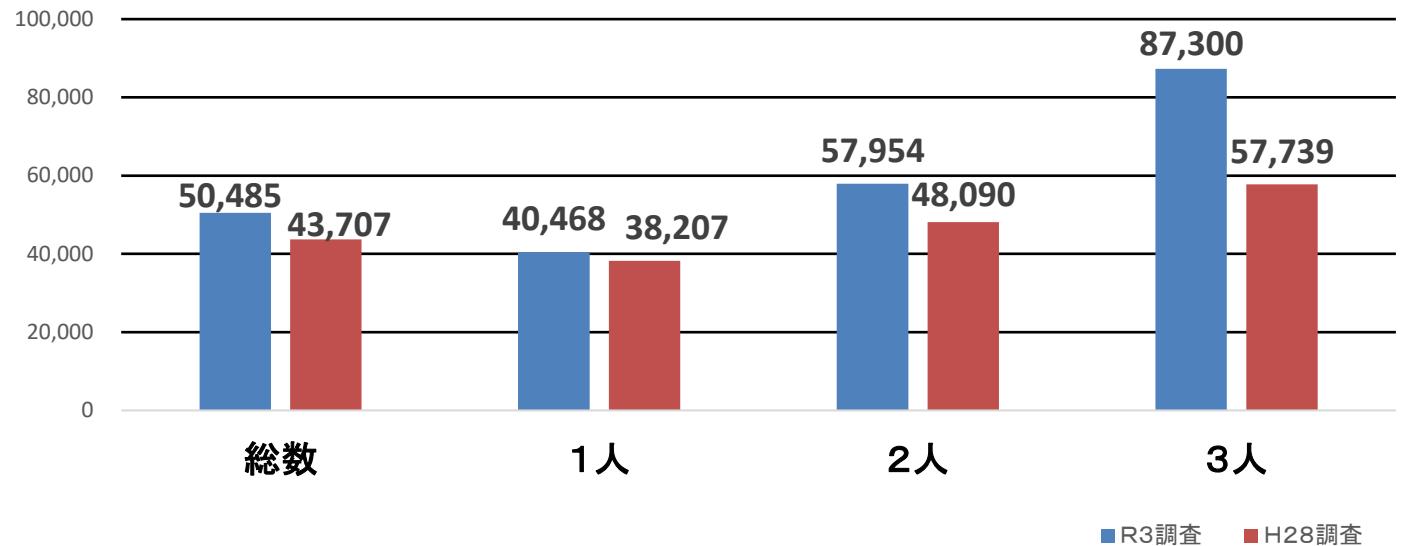
養育費の受給状況(母子世帯)



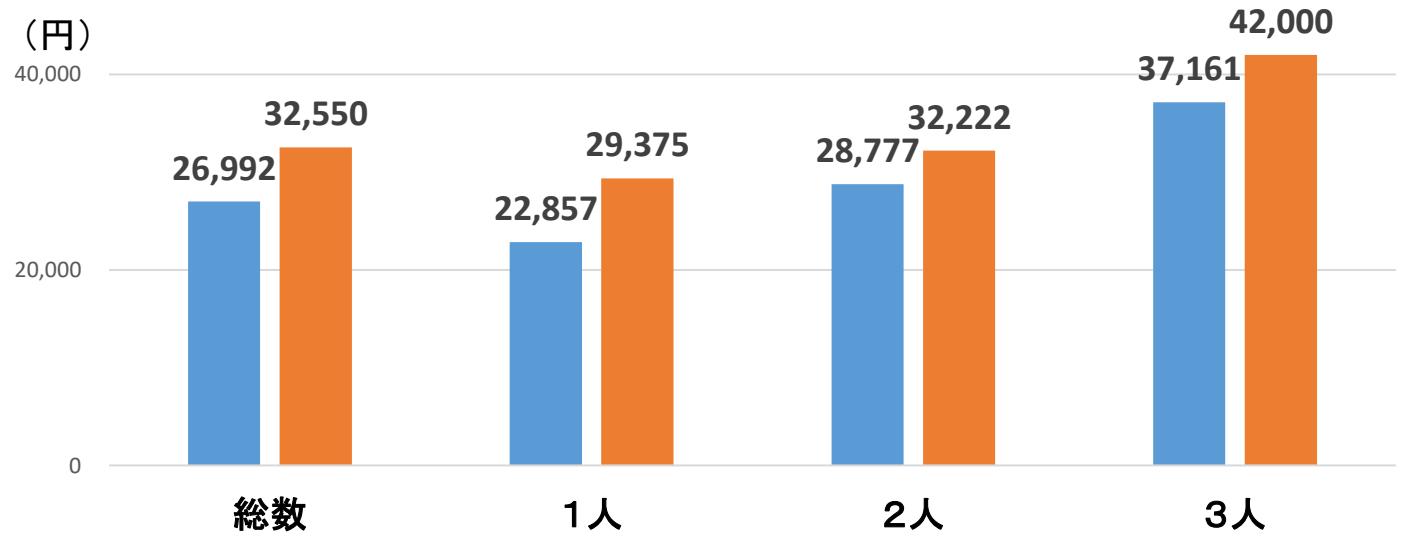
養育費の受給状況(父子世帯)



子の数別養育費(1世帯平均月額)の状況 (母子世帯)



(父子世帯)



養育費の取決め方と不払い時の対応

取決め方	強制執行の可否	備考
口約束	×	改めて公正証書を作成するか、調停を申し立てる必要がある
念書・協議書	△	簡易裁判所で支払催促について相談する。 地方裁判所に民事訴訟を提起する。
公正証書 (認諾条項付き)	○	間接強制も可能 履行勧告は不可
調停調書 (審判書・判決書 和解調書も同様)	○	履行勧告可能 履行命令可能

履行確保の方法

履行勧告
履行命令

家庭裁判所へ申し立てる
※公正証書は利用不可

強制執行

- ①家庭裁判所又は公証役場から正本を送達してもらう
- ②相手方住所地の特定について地方裁判所に申し立てる

間接強制

家庭裁判所へ申し立てる
※公正証書は地方裁判所へ申し立てる

長続きのコツ

- 子どもの権利であり、先送りしない。
- 支払い続けられるよう収入応分の金額を決めて書面(公正証書・調停調書)にする。
- 記録が残る支払方法、支払いの終期を取り決める。
- 受領の事実を伝える。

親子交流について

親子交流とは

※面接交流・面会交流

子どもと離れて暮らしている父親又は母親子どもと定期的に又は不定期に会って話したり、一緒に遊んだりして交流することです。



子どもが紛争の争点になったとき

- ・ 子どもを紛争に巻き込むのは良くない、という考え方
忠誠葛藤と精神的な負担。
→ 解決は親、子どもは蚊帳の外。

子どもは…自分はどちらに育てられるの？

別居親と会えるの？

生活はどうなるの？

父と母どちらがいいのか、選択を迫られる？

何も聞かれずに蚊帳の外？

親子交流の意義

意義

別居親が自分を大切な存在として認めてくれていると感じること

父性的又は母性的な関わり・
多様な人間関係の経験

自分自身の存在の根拠(ルーツ)
の確認

効果

安心・無力感・罪悪感の
緩和・解消

自尊心・自己肯定感
愛着形成・対人信頼感

健やかな精神的成长
対人関係能力の発達

アイデンティ(自己同一性・
存在証明)の確立

取決めにあたって

(1) 内容

- 回数(頻度)
- 受け渡し方法(互いの連絡先)
- 1回あたりの時間
- プレゼント、その他の約束

(2) 留意点

「子どものための面会交流に向けて」参照

(3) 実施されなかったとき

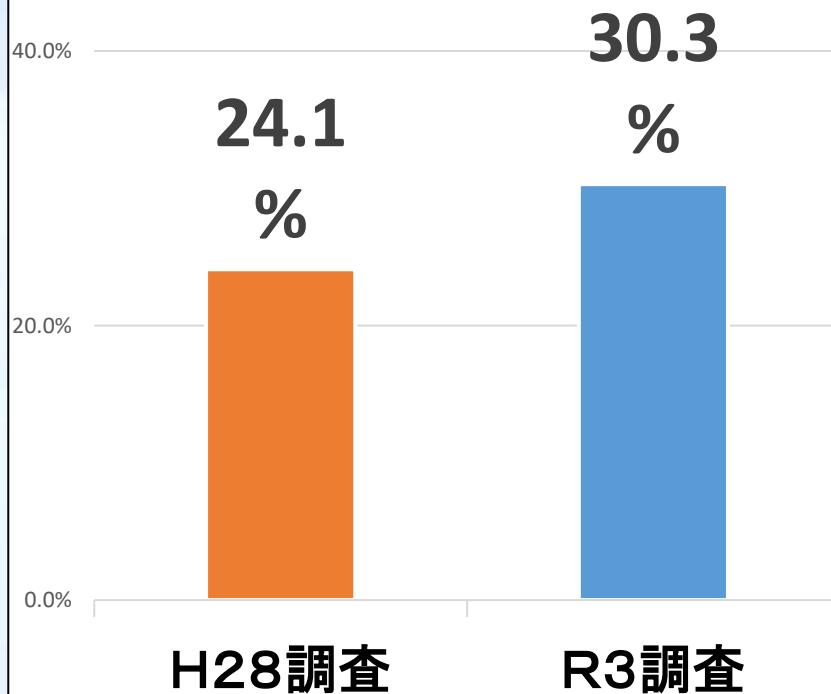
履行勧告・再調停

- ▶合理的な理由がない場合
間接強制・損害賠償請求・慰謝料請求など

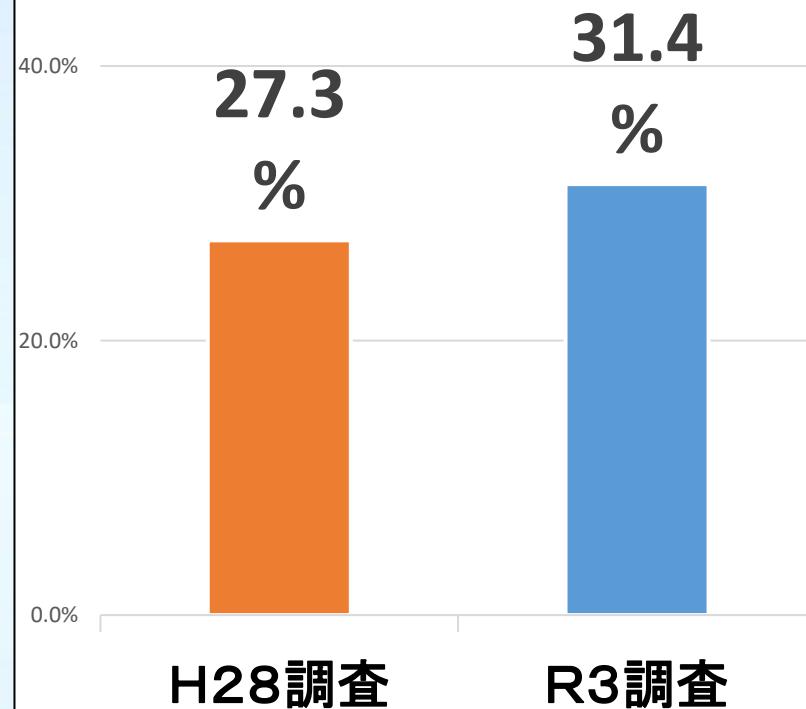
取決めの現状

(R3全国ひとり親世帯等調査結果)

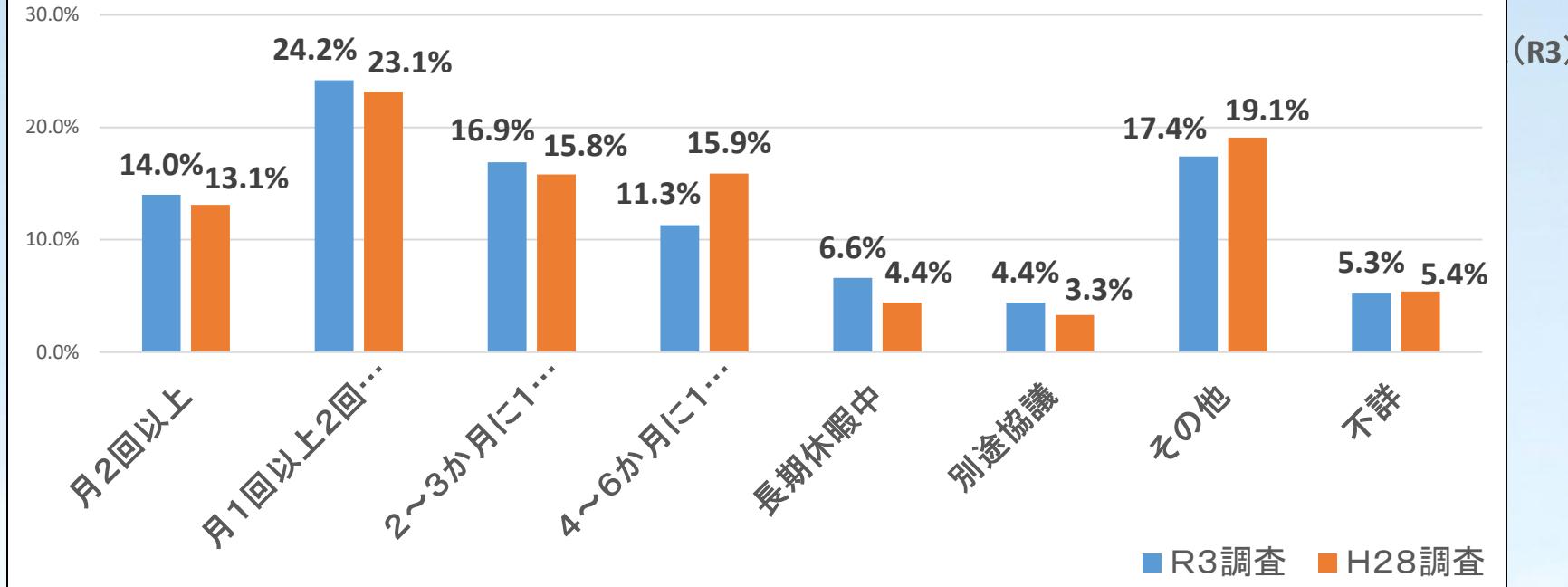
親子交流を取り決めている 割合(母子世帯)



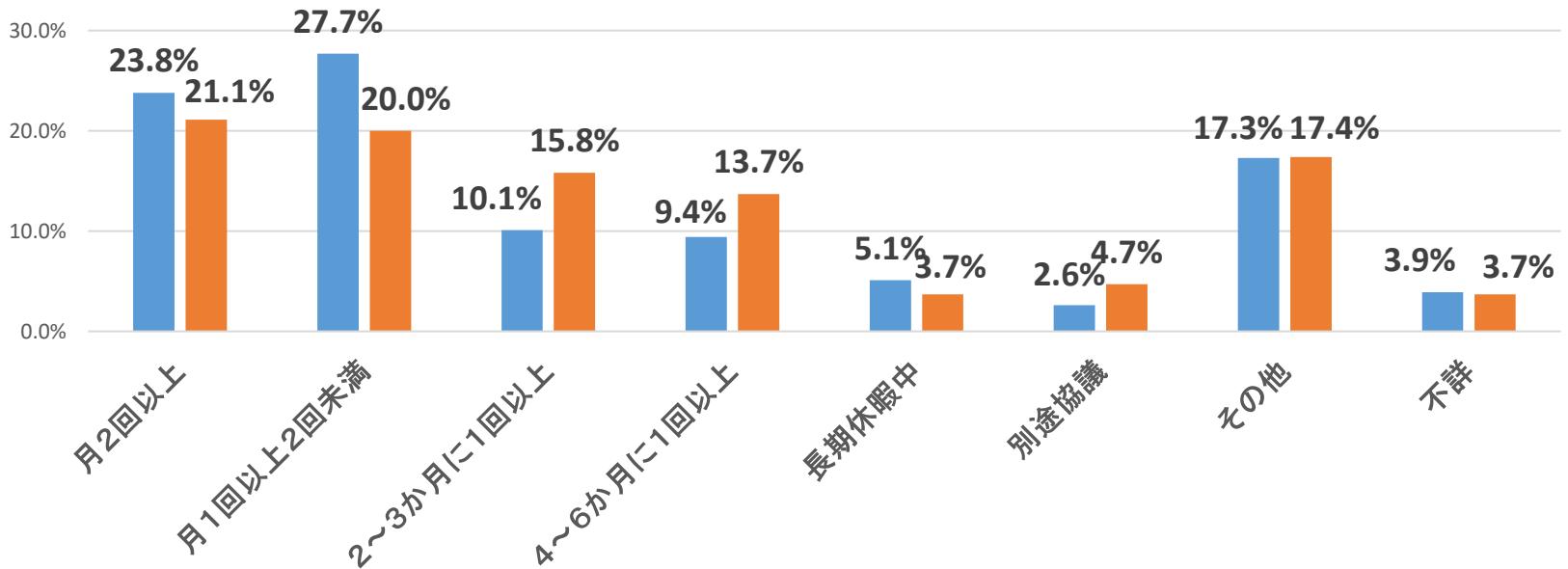
親子交流を取り決めている 割合(父子世帯)



親子交流の実施頻度(母子世帯の母)

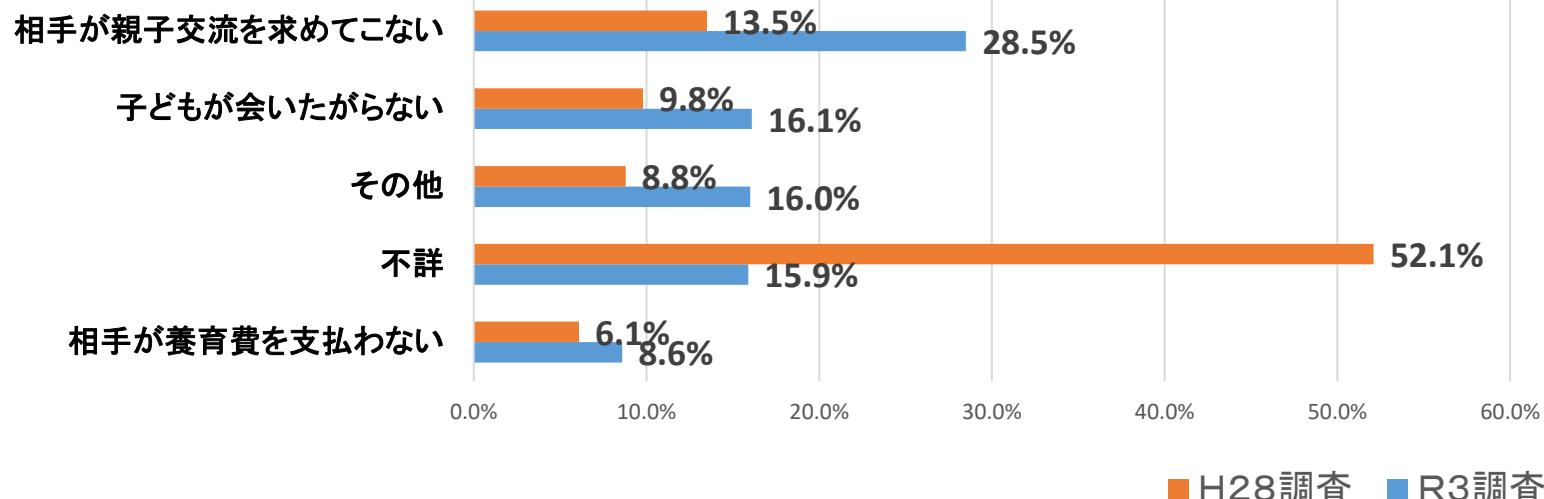


(父子世帯の父)

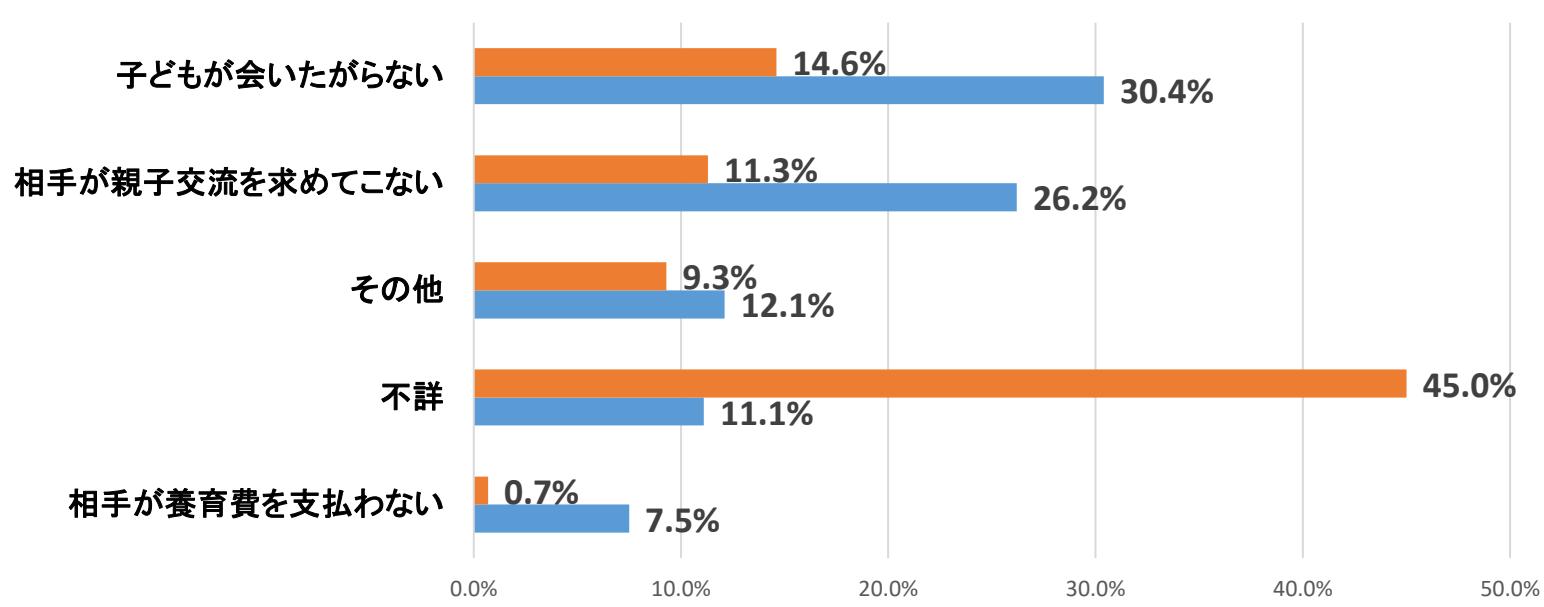


親子交流を実施していない理由(最も大きな理由) (母子世帯の母)

R3)



(父子世帯の父)



長続きのコツ

- 主人公である子どもの年齢、気持ち、生活事情等を大切にする。
- 子どもの成長に伴う変化を容認する。
- 子どもを板挟みにしないルールを、大人が知恵をしぼって考える。
- 専門家や家庭裁判所を利用する。

民法改正について

▼法務省「離婚後の子の養育に関する民法等の改正について」

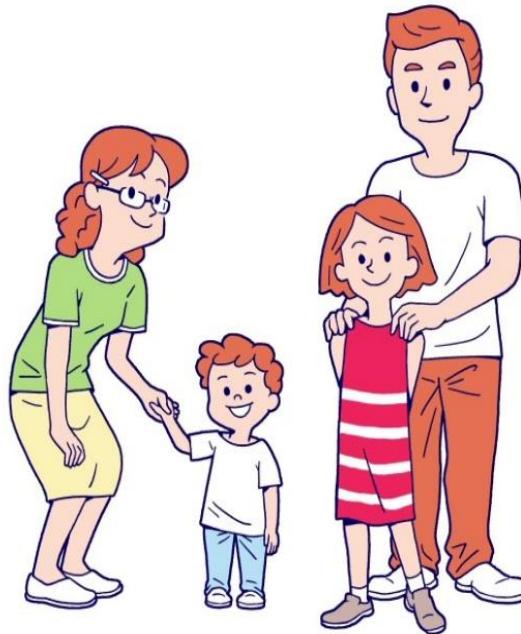
離婚後の子の養育に関する 民法等の改正について

親権・養育費・親子交流などについてのルールが変わります！



主な改正項目

- 1 親の責務
- 2 親権
- 3 養育費
- 4 親子交流
- 5 財産分与
- 6 養子縁組



(1) 親の責務・責任

- ①子の人格の尊重
- ②生活保持義務(高度の扶養義務)
- ③父母間の人格尊重、協力義務

(2) 親権について

- ①子の監護・教育、財産管理の権利義務
- ②子の利益のために行使されなければならない
- ③父母間の人格尊重、協力義務

共同親権

父母双方が親権者



単独親権

父または母が親権者

親権者の取決め方

■ 話合い可能: 父母の話し合い
(弁護士が間にに入る・公正証書等)

■ 話合い不可能: 調停・離婚裁判

- ▶ 裁判では**子の利益の観点**で考える
同時に、親子、夫婦間の関係を考慮

共同親権とすることで子の利益を害する※1のであれば、
必ず単独親権と決める。

※1: 虐待やDV(身体だけではない)

共同親権の行使

原則として共同行使=父母が話し合って決める

単独で行使出来る場合

- (1) 監護及び教育に関する**日常の行為**
- (2) 子の利益のため**急迫の事情**があるとき

►監護及び教育に関する**日常の行為って何？？？**

※財産の管理は共同

生活の出来事・決めごと

二人で話し合い？？

食事

服装

瀕死の怪我

怪我

旅行

アルバイト

就職

海外旅行

虐待

引っ越し

進学塾

進路

DV

サッカー

習い事

事故

野球

高校

合格手続

緊急手術

スイミング

私立中学

大学



生活の出来事

日常の行為

(単独で決められる)

- ・食事や服装
- ・短期の観光旅行
- ・軽微な怪我の治療決定
- ・習い事
- ・アルバイト など

重大行為

(父母の合意が必要)

- ・子の転居
- ・重大な医療行為の決定
- ・進路選択
- ・就職 など

急迫の事情

(単独で決められる)

急迫の事情とは

話し合いや家庭裁判所の手続きをしていては、間に合わない
⇒ **単独で決める(親権行使)が可能**

例) • 入学試験の結果発表後の入学手続き
• 緊急の医療行為を受ける
• 虐待やDVからの避難(子の転居含む)
被害直後に限らない/身体的なものに限らない

重大行為について

■重大行為とは

父母の同意が必要な行為
(転居・進学先・財産管理・身分行為等)

■重大行為について父母間で話がつかないとき

例)私立A中学進学 ⇄ 公立B中学進学

上記の特定事項について、家裁がどちらかを
「中学校進学に関する**親権行使者**」として指定。

※子の意志、年齢、発達など「子の利益」を考慮

■監護とは

子の身の回りの世話、養育、生活場所の決定など

■監護の分担(分掌)

可能 期間の分担 ex.月曜から水曜は、父…
役割の分担 ex.教育は父…

■監護者の権利義務

- ・子の監護、教育、生活場所等を単独で決めることができる
(日常の行為に限らない)
 - ・監護者の行為は親権者に妨げられない
-
- **子どもの利益を最も優先して考慮した上で、**
子どもにとっての最善の判断をすることが重要

3 養育費に関する見直し

▶ 養育費債権に優先権（先取特権）を付与 (改正前) 強制執行の申立てには債務名義が必要

改正前 2回の裁判手続きが必要 (公正証書を作成している場合を除く)

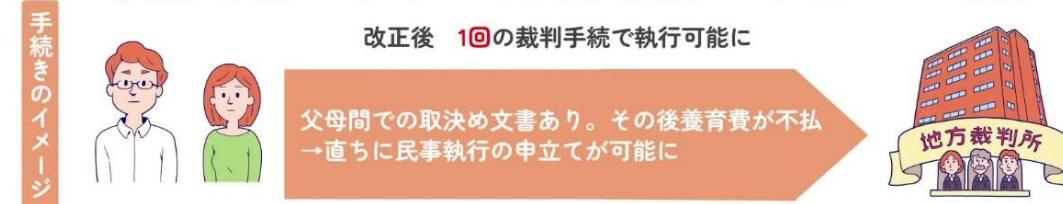


→ 家事調停等（家庭裁判所）と民事執行（地方裁判所）
の2つの手続が必要

3 養育費に関する見直し

▶ 養育費債権に優先権（先取特権）を付与 (改正後) 取決めの文書があれば 債務名義がなくても民事執行の申立てが可能に

改正後 1回の裁判手続で執行可能に



→ 養育費の取決めに基づく民事執行手続が容易になり
取決めの実効性が向上します。

上限額
8万円

3 養育費に関する見直し

- ▶ 養育費の先取特権に基づく執行の注意点
 - ▷ 金額・支払時期などを文書で取り決めておくことが必要
 - ▷ 先取特権に基づく執行ができる養育費の額には、上限額あり。具体的金額は法務省令により決定
 - ▷ 改正法施行後に発生する毎月の養育費が対象
(既に離婚をしている方を含む)

1人につき
2万円

3 養育費に関する見直し

▶ 法定養育費制度の導入

- ▷ 養育費についての取決めがない場合も毎月一定額の請求が可能
- ▷ 離婚の日から発生し①又は②の事情が生じたときに終了する
 - ① 話合いや家庭裁判所の審判によって養育費の分担の定めをしたとき
 - ② 子が成年（18歳）に達したとき

2026.4.1以降の
協議離婚

3 養育費に関する見直し

▶ 法定養育費制度の導入

- ▶ 具体的な金額については、法務省令で決定
- ▶ 暫定的なものであるため、改正後も適正な額の養育費を取り決めるることは重要

※ 法定養育費は施行日後に離婚した父母にのみ適用

3 養育費に関する見直し

- ▶ 裁判手続の利便性向上に向けた見直し
 - ▶ 執行手続のワンストップ化
 - ・ 債務者の財産を調査するための手続とその手続で判明した給与債権の差押手続が一回の申立てで可能に
 - ▶ 収入情報の開示命令を新設
 - ・ 養育費に関する裁判手続において、家庭裁判所が双方の収入情報の開示を命じることが可能に

親子交流に関する見直し

- (1) 審判・調停前の親子交流の試行的実施
- (2) 婚姻中別居の場合における親子交流を規定
- (3) 父母以外の親族と子との交流に関する規定
 - * 子の利益のため特に必要があるときは
父母以外の親族との交流の実施を定める
ことが可能となった
 祖父母と親子関係同様の親密な関係が
 あった場合など

7 終わりに

2026年4月1日から実施

► 改正法については下記ウェブサイトも参照

「民法等の一部を改正する法律
(父母の離婚後等の子の養育に関する見直し)
について」



https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html

(参考)調停調書

1 申立人と相手方は、本日、調停離婚する。

2 (親権・監護権)

当事者間の長男A(令和〇年〇月〇日生)の親権者を父である相手方と、監護者を母である申立人とそれぞれ定め、今後、申立人において監護養育する

3 (養育費)

(1) 相手方は、申立人に対し、長男A の養育費として、令和〇年〇月から同人が満20歳に達する日の属する月まで (ただし、長男A が大学等の高等教育機関に進学した場合、令和〇年3 月まで)、毎月末日限り、月額〇万円を、申立人の指定する銀行口座(〇銀行・〇支店、普通、口座番号、名義〇〇)に振り込む方法により支払う。
ただし、この振込手数料は相手方の負担とする。

(2) 相手方は、長男Aの病気、事故等による特別の負担、高校、大学等に進学した場合における入学金、授業料等の学費の負担につき、別途協議するものとする。

- 4 (面会交流) 申立人は、相手方が、長男Aと、月1回程度、面会交流することを認める。その具体的な日時、場所、方法等は、子の福祉を尊重し、当事者間で協議して定める。
- 5 (財産分与) 相手方は、申立人に対し、財産分与として金〇〇万円の支払義務のあることを認め、これを令和〇年〇月〇日限り、申立人の指定する銀行口座(〇銀行・〇支店、普通、口座番号…、名義〇〇)に振り込む方法により支払う。ただし、この振込手数料は相手方の負担とする。

- 6 (慰謝料) 相手方は、申立人に対し、慰謝料として金〇〇万円の支払義務のあることを認め、これを、令和〇年〇月〇日限り、申立人の指定する銀行口座(〇〇銀行・〇〇支店、普通、口座番号…、名義〇〇〇〇)に振り込む方法により支払う。ただし、この振込手数料は相手方の負担とする。
- 7 (清算条項) 当事者双方は、慰謝料及び財産分与を除き、本件に関し、本調停条項に定めるほか、なんらの債権債務のないことを相互に確認し、今後、名目のいかんを問わず、互いに金銭その他一切の請求をしない。
- 8 (公正証書の場合:認諾条項)債務者は、本証書記載の金銭債務を履行しないときは直ちに強制執行に服する旨陳述した